

令和 2 年度を初年度とする富山県再犯防止推進計画を新たに策定いたしましたので、ご報告いたします。

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」及び国の再犯防止推進計画を踏まえ、富山県における再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに県計画を策定。

(2) 計画の性格

- ・再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく地方再犯防止推進計画
- ・国の再犯防止推進計画を勘案し、本県の状況に応じた施策を推進する計画

(3) 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度（5 年間）

(4) 計画の対象者

再犯の防止等の推進に関する法律第 2 条第 1 項で定める犯罪をした者等（犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者）

(5) 基本方針

- ・国・市町村・民間団体等との緊密な連携協力の確保に努めます。
- ・国等との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援に努めます。
- ・犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて取り組みます。
- ・犯罪等の実態等を踏まえ、見直しを行いながら、社会情勢等に応じた効果的なものとなるよう努めます。
- ・再犯防止の取組みを分かりやすく広報するなどにより、広く県民の関心と理解を得られるよう努めます。

(6) 計画の目標

『安全で安心して暮らせる とやま型地域共生社会の構築』

(7) 重点分野

- ①国・市町村・民間団体等との連携強化、②就労・住居の確保、③保健医療・福祉サービスの利用の促進、④学校等と連携した修学支援、⑤犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、⑥民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

2 計画策定の経緯

R元. 7月	第1回富山県再犯防止推進計画検討委員会（現状、取組状況、課題、意見交換）
R元. 8～9月	協力雇用主ヒアリング 県内4事業所（建設業、サービス業等）
11月	第2回富山県再犯防止推進計画検討委員会（素案、意見交換）
R2. 1～2月	パブリックコメント（意見提出1名（4件））
2月	第3回富山県再犯防止推進計画検討委員会（計画案、意見交換）
3月	計画策定